

諸外国におけるインターネット上の著作権侵害対策調査

説明資料

2016年12月15日

株式会社三菱総合研究所

社会ICT事業本部

目次

1. 調査概要	3
2. 調査結果の概要	7
3. 各国の制度比較	20

1. 調査概要

- 1. (1) 調査目的
- 1. (2) 調査内容
- 1. (3) 調査手法

1. (1) 調査目的

■ 背景

- デジタル・ネットワークの発展、スマートフォンの普及などに伴い、インターネット上においても音楽・アニメ・映画・マンガ・ゲームなどの海賊版が世界規模で流通し、インターネット上の著作権侵害による被害が深刻さを増してきている。
- また、インターネット上の海賊版の流通手段は、より巧妙化、複雑化したものに変化してきており、例えば、日本国内の消費者に向けて侵害コンテンツを提供するサーバーが国外に設置されていたり、サイトの運営者が日本国内に所在していなかったりするなど、権利者による侵害対応が難しい事例が顕在化してきている。
- このようなインターネット上の海賊版の流通は、国内外において正規版を展開する上での大きな問題となっており、その対応強化策について検討を行うことが必要とされている。

■ 目的

- 本調査では、今後の我が国における著作権侵害対策に係る検討に資することを目的として、諸外国におけるインターネット上の著作権侵害対策について調査を実施した。

1. (2) 調査内容

- アメリカ、カナダ、オーストラリア、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデンの7国を対象として、インターネット上の著作権侵害対策について、ヒアリング調査を実施した。具体的には、以下の各手法について、手法の根拠となる法律、条件、運用の状況などについてヒアリング調査を実施した。

手法	内容	具体的な制度・取組例
A. ウェブサイトの削除／アプリの配信停止	通信事業者等が、海賊版コンテンツを掲載するウェブサイトの削除や海賊版コンテンツを配信するアプリの配信停止を行う	権利者の削除要請による削除 裁判所、行政機関等による削除命令 等
B. ウェブサイトへのアクセス制限	通信事業者等が、海賊版コンテンツを掲載するウェブサイトへのアクセスを制限する	裁判所、行政機関等の要請によるサイトブロッキング、通信事業者による自主的なサイトブロッキング 等
C. 検索結果からの削除	検索エンジン事業者が、海賊版コンテンツと疑われるウェブサイトを検索結果から削除する(表示しない)	権利者の削除要請による削除 裁判所、行政機関等による削除命令 等
D. 資金源対策	海賊版コンテンツを掲載するウェブサイトや海賊版コンテンツを配信するアプリ等の資金源を断つ	広告の出稿・配信の停止 クレジットカード決済の停止 等
E. 個人のインターネット接続の停止	通信事業者が、インターネット上で著作権を侵害している個人の、インターネット接続そのものを停止する	行政機関等による警告に応じなかった場合に接続の遮断をする制度(いわゆるスリープストライク制度) 等
F. 簡易な警告システム	通信事業者が、インターネット上で著作権を侵害している個人に対して、権利者等と協力して、警告状を送付する	通信事業者による警告書の送付 等
G. 再犯者への罰則強化	著作権侵害の再犯者への罰則強化	再犯者の刑事責任の加重 等
H. その他	その他のインターネット上の著作権侵害対策	ドメインの差押 等

1. (3) 調査手法

- 調査に当たっては、各国の法律事務所及び調査会社を介して、ヒアリング調査を実施した。

国名	調査主体
アメリカ	Squire Patton Boggs（弁護士事務所）
	調査会社を通じて弁護士、権利者団体にヒアリング
カナダ	調査会社を通じて弁護士、権利者団体にヒアリング
オーストラリア	Squire Patton Boggs（弁護士事務所）
	調査会社を通じて権利者団体にヒアリング
イギリス	Squire Patton Boggs（弁護士事務所）
	調査会社を通じて権利者団体にヒアリング
フランス	調査会社を通じて法学者、弁護士、権利者団体にヒアリング
ドイツ	調査会社を通じて法学者、弁護士、権利者団体にヒアリング
スウェーデン	Hellström law（弁護士事務所）

2. 調査結果の概要

- 2. (1) 比較表
- 2. (2) アメリカ結果概要
- 2. (3) カナダ結果概要
- 2. (4) オーストラリア結果概要
- 2. (5) EU結果概要
- 2. (6) イギリス結果概要
- 2. (7) フランス結果概要
- 2. (8) ドイツ結果概要
- 2. (9) スウェーデン結果概要

2. (1) 比較表

調査結果についてまとめると以下の通りである。

手法による効果	アメリカ	カナダ	オーストラリア	イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン
A. ウェブサイトの削除／アプリの配信停止	17 U.S.C. § 502 § 512(c)	著作権法 第41.27条	著作権法 第115条 第116AE条 第116AH条	第97A条 Electronic Commerce Regulations 2002 14条	著作権法 L336-2条 デジタル経済法 6.1.2、6.1.3条	著作権法 第97条 テレメディア法 第10条	著作権法 第53b条
B. ウェブサイトへのアクセス制限	17 U.S.C. § 502 § 512(j)(1)(b)	×	著作権法 第115A条	著作権法 第97A条	著作権法 L336-2条	判例 InfoSoc Directive 第8条3項	著作権法 第53b条
C. 検索結果からの削除	17 U.S.C. § 502 § 512(d)	著作権法 第41.27条	×	×	著作権法 L336-2条	判例 InfoSoc Directive 第8条3項	著作権法 第53b条
D. 資金源対策	連邦民事法規則65 条 自主的取組	×	×	ロンドン市警、権利者団体、広告事業者が同意した協定書	広告事業者団体と権利者団体が同意した自主憲章 自主的取組	×	広告主をメンバーとする権利団体のガイドライン
E. 個人のインターネット接続の停止	17 U.S.C. § 502 § 512(i)	×	著作権法 第116AH条	×	著作権法 L336-3条、 L335-7条	×	×
F. 簡易な警告システム	自主的取組	著作権法 第41.25条 第41.26条	×	自主的取組	著作権法 L336-3条、 HADOPI	キャンペーン実施	×
G. 再犯者への罰則強化	×	×	×	×	著作権法 335-9条	×	×
H. その他	PRO-IP法						著作権法第 53a条、 53c条、53d条

※ 対策が存在する場合は、当該対策の根拠となる法令等を記載、対策が存在しない場合は「×」と記載

2. (2)アメリカ 結果概要

- インターネット上の著作権侵害については、差止・損害賠償をできることを前提に、セーフハーバーの仕組みによって対処されている事例が多い。検索結果からの削除についても、検索エンジンに対するNotice and take-downを利用している。資金源対策についてもセーフハーバー類似の自主規制で対応している。

手法	法制度	民間	概要	実例の有無
A.ウェブサイトの削除／アプリの配信停止	17 U.S.C. § 502 § 512(c)	—	差止として行うことが可能。(1976年) またホスティング事業者の免責条件として、違法性を知った場合に削除もしくはアクセス制限をすることが求められているため、ホスティング事業者に削除依頼をすることによって削除される。(1998年改正)	実例多数。
B.ウェブサイトへのアクセス制限	17 U.S.C. § 502、 § 512(j)(1)(b)	—	確定判決を得れば差止として行うことが可能であるという弁護士のコメントがある。また、権利者が本条項に基づきアクセス制限を求める訴訟を提起した例もあるが、当該訴訟は原告が途中で取り下げているため、アクセス制限をした事例はない。(1998年改正)	実例無し。
C.検索結果からの削除	17 U.S.C. § 502、 § 512(d)	—	差止として行うことが可能。また検索事業者の免責条件として、海賊版コンテンツを掲載しているウェブサイトに対して、当該サイトへのリンクを削除することが求められているため、検索事業者に削除を求めることができる。(1998年改正)	実例多数。
D.資金源対策	連邦民事法規則65条	—	著作権侵害が裁判で確定したときに、著作権者は裁判所に対し、決済サービス事業者に決済サービスの停止を命じるように求めることができる。	実例あり。
	—	自主的取組	大手の決済事業者は著作権者から著作権侵害がされていることについて通知が来た場合、自主的な取組として決済サービスを止めている。(2011年にベストプラクティスを公表)	実例多数。
E.個人のインターネット接続の停止	17 U.S.C. § 502、 § 512(i)(1)(A)	—	差止として行うことが可能。(1976年) また米国内のISPサービスが提供しているサービスを利用して著作権侵害を行っているユーザーがいた場合、当該ISPに対して、DMCAに基づいて、当該ユーザーのアカウントを停止することを求めることができる。(1998年改正)	実例あり。
F.簡易な警告システム	×	自主的取組	権利者団体とISP団体の協力により、Copyright Alert System (CAS)というシステムが構築されている。著作権者が、著作権侵害をしている者のIPアドレスをISP事業者へ通知すると、ISP事業者が当該IPアドレスを利用している者に警告書を送付する仕組みである。(2013年開始)	実例多数。
G.再犯者への罰則強化	×	—	—	—
H.その他	PRO-IP法	—	著作権侵害をしているウェブサイトについて、ドメインがアメリカで登録されている場合、NIPRCC (PRO-IP法で設置した機関)は、捜査をしてドメインの差押えを行うことができる。NIPRCC: National Intellectual Property Rights Coordination Center (2008年制定)	実例多数。

2. (3)カナダ 結果概要

- Notice and Noticeのシステムを利用した著作権侵害を行っている個人に対する警告・啓発活動が積極的に実施されている。

手法	法制度	民間	概要	実例の有無
A.ウェブサイトの削除／アプリの配信停止	著作権法 第41.27条	—	裁判所の命令を得て削除を行うことができる。(2012年改正)	実例多数。
B.ウェブサイトへのアクセス制限	×	—	—	—
C.検索結果からの削除	著作権法 第41.27条	—	裁判所の命令を得て検索エンジン結果からの削除を求めることができる。(2012年改正)	実例無し。
D.資金源対策	×	—	—	—
E.個人のインターネット接続の停止	×	—	—	—
F.簡易な警告システム	著作権法 第41.25条 第41.26条	—	Notice and Noticeと呼ばれる手法を導入。ISPは権利者団体から送られてきた通知を、迅速に電子的に侵害者に送付することが求められる。従来、ISP事業者と権利者団体によって自主的取組として実施されてきたものを法律で取り込んでいる。(2012年改正)	実例多数。
G.再犯者への罰則強化	×	—	—	—
H.その他	×	—	—	—

2. (4)オーストラリア 結果概要

- ウェブサイトへのアクセス制限の法制化と、簡易な警告システム (Notice and Notice) の自主的な導入の双方が検討されていたが、ウェブサイトへのアクセス制限の法制化を優先した。
- 簡易な警告システムについては、現在のところ協議が停止されている。

手法	法制度	民間	概要	実例の有無
A. ウェブサイトの削除／アプリの配信停止	著作権法 第115条 第116AE条 第116AH条	—	差止として行うことが可能。またホスティング事業者の免責条件として、違法性を知った場合に削除もしくはアクセス制限をすることが求められているため、ホスティング事業者に削除依頼をすることによって削除される。(2004年制定)	実例多数。
B. ウェブサイトへのアクセス制限	著作権法 第115A条	—	ISP事業者に対して、海賊版コンテンツを掲載しているウェブサイトへのアクセスを遮断することを求めることができる。国外のサーバに蔵置されていることが条件である。(2015年改正)	実例無し。 現在複数の訴訟中。
C. 検索結果からの削除	×	自主的 取組	一部の検索エンジン事業者が自主的に対応している。通知があった場合、事業者の判断で検索エンジン順位を下げる等の対応を行っている。	不明。
D. 資金源対策	×	—	—	—
E. 個人のインターネット接続の停止	著作権法 第116AH条	—	ISPサービスが提供しているサービスを利用して著作権侵害を行っているユーザーがいた場合、当該ISPは、当該ユーザーのアカウントを停止することができる。(2004年制定)	実例無し。
F. 簡易な警告システム	×	—	Copyright Notice Scheme Industry Code (CNS: 著作権者が、著作権侵害をしている者のIPアドレスをISP事業者へ通知すると、ISP事業者が当該IPアドレスを利用している者に警告書を送付する警告制度)の導入が提案されていたが、コスト面で合意できず、導入されていない。	—
G. 再犯者への罰則強化	×	—	—	—
H. その他	×	—	—	—

2. (5) EU 結果概要 ①制度・取組一覧

- EUでは、InfoSoc Directiveにおいて、著作権侵害についてアクセスブロッキングを認める規定を入れている。ただし後述するように、この指令を国内法に反映する際に、異なる解釈が行われている。
- 近年では、海賊版サイトの資金源対策が重視されており、自主的な取組が開始されている。

手法	法制度	概要	各国法との関係
A. ウェブサイトの削除／アプリの配信停止	E-Commerce Directive 第14条	Notice and take-down手続きを定めている。(2000年制定) ホスティングプロバイダは、著作権者から通知を受けた場合、削除を行わなくては免責を受けられないことから、ウェブサイトの削除手法として利用されている。	<ul style="list-style-type: none"> イギリスは指令をコピーして導入。 EU諸国はそれぞれ規定を定めている。
B. ウェブサイトへのアクセス制限	InfoSoc Directive 第8条	構成国は著作権者が、著作権もしくは関連する権利を侵害するために第三者によって利用されている媒介者(intermediaries)に対しても、差し止め命令を申し立てる立場にあるようにしなければならないとされている。 アクセスブロッキングの規定として利用されている。(2001年制定)	<ul style="list-style-type: none"> イギリス、スウェーデンは著作権法に取り込んでいる。 フランスはHADOPI法で独自に制定。 ドイツは取り込んでおらず、指令を直接読み込んだ判例があるが、事前に合理的な対応が必要とされている。 スウェーデンは幫助を要すると解釈。
C. 検索結果からの削除	InfoSoc Directive 第8条	上述の媒介者(intermediaries)には検索エンジン事業者も含まれているため、検索結果からの削除にも利用できるとされる。(2001年制定)	<ul style="list-style-type: none"> フランスはHADOPI法で独自に制定。 ドイツは指令を直接読み込む。 スウェーデンは幫助を要すると解釈(ドイツ、スウェーデンは判例無し)。
D. 資金源対策	IP Enforcement Directive	「お金をたどる(follow the money)」アプローチの実装について検討が行われている。2016年10月時点では未定。	<ul style="list-style-type: none"> —
	自主的な取組	EU委員会を中心に、2016年10月21日、広告主、広告事業者、権利者、消費者団体で覚書を締結。 ”Follow the money“ approachの枠組みに合意している。	<ul style="list-style-type: none"> —

2. (5) EU 結果概要 ②各制度について (1) E-Commerce Directive

■ 要件

- 以下の①または②の要件を満たしていれば、違法コンテンツをホスティングしている事業者は、違法コンテンツを蔵置した責任が免責される。(E-Commerce Directive 第14条) そのため、権利者はホスティング事業者に対して権利を侵害したコンテンツが蔵置されていることを伝えることで、削除を求めることができる。※
 - ① その提供者が、損害賠償の請求に関する非合法的行為または情報を実際に知らないこと、そして、非合法的行為または情報が明白である事実または状況に気付いていないこと、
 - ② 提供者が、そのようなことを知りかつ気付いたときに、その情報を除去するかまたはそれへのアクセスを不可能にするために、迅速に行動すること
- この手法(権利侵害について通知を行って削除をってもらう一連の手続き)をNotice and take-downスキームと呼び、広く利用されている。

■ 効果

- ホスティング事業者は、通知を受けた場合、違法コンテンツを蔵置していることについて免責を受けるために、蔵置していた違法コンテンツを削除する、もしくはアクセスを不可能にする。
- そのため、本制度によって、違法コンテンツの削除を求めることができる。

※ Directive 2000/31/EC of the European Parliament and of the Council of 8 June 2000 on certain legal aspects of information society services, in particular electronic commerce, in the Internal Market
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32000L0031:en:HTML>

2. (5) EU 結果概要 ②各制度について (2) InfoSoc Directive

■ 要件

- InfoSoc Directiveでは、第8条の3において、構成国は著作権者が、著作権もしくは関連する権利を侵害するために第三者によって利用されている媒介者(intermediaries)に対して、差し止め命令を申し立てる立場にあるようにしなければならないとされている。*
- この差止命令では、ブロッキング等の措置を相手方に求める作為命令的差止命令も含む
- 媒介者(intermediaries)には、ISP事業者だけでなく、検索エンジン事業者等も含まれると解釈されている。

■ 効果

- ISP事業者に対して、海賊版コンテンツ掲載サイトのアクセスブロッキングを求めることができる。
- 検索エンジン事業者に対して、海賊版コンテンツ掲載サイトを、検索結果から削除するように求めることができる。

* Directive 2001/29/EC of the European Parliament and of the Council of 22 May 2001 on the harmonisation of certain aspects of copyright and related rights in the information society
<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:32001L0029&from=EN>

2. (5) EU 結果概要 ②各制度について (3)資金源対策

■ 制度の検討

- IP Enforcement Directiveでは、近い将来、「お金をたどる (follow the money)」アプローチを実装することが期待されている。
- EU委員会はIP Enforcement Directiveの改定について議論を開始するコミュニケーションペーパーを2014年7月に発行している。コミュニケーションプランには、EU Action Planとして10のアクションが含まれているが、特に”follow the money approach”として、商業規模での侵害による収益を対象にすることが重視されている。
- また、2015年5月と10月に発行されたDigital Single Market Strategyにおいて言及され、2015年12月にはEU委員会の“Copyright Communication”においても言及されている。
- なお、IP Enforcement Directiveについては、2015年12月から公開協議を開始しているが、2016年10月時点でまだ改正法案は提示されていない。

■ EU委員会及び関係者による覚書の締結

- EU委員会は2016年3月にEUレベルでの自発的合意に達する可能性を探るために、広告主、広告事業者、権利者、消費者団体等と会談を実施。2016年10月21日に関係者は”Follow the money “ approachの枠組みに合意している。*
- 合意された指針によると、この覚書にサインした団体は、著作権侵害コンテンツに対して広告が配置されないようにする義務を負う。

※ THE FOLLOW THE MONEY APPROACH TO IPR ENFORCEMENT - STAKEHOLDERS' VOLUNTARY AGREEMENT ON ONLINE ADVERTISING AND IPR
<http://ec.europa.eu/DocsRoom/documents/19462/attachments/1/translations/en/renditions/native>

2. (6) イギリス 結果概要

- イギリスでもアメリカと同様にセーフハーバーによって削除を行っている事例が多い。
- 法的な対応としてウェブサイトへのアクセス制限が活用される一方で、業界団体の取組が進んでおり、資金源対策や、簡易な警告システムの構築等が行われている。

手法	法制度	民間	概要	事例の有無
A. ウェブサイトの削除／アプリの配信停止	第97A条、Electronic Commerce Regulations 2002 14条	—	差止として行うことが可能。またホスティング事業者の免責条件として、違法性を知った場合に削除もしくはアクセス制限をすることが求められているため、ホスティング事業者に削除依頼をすることによって削除される。(2003年改正)	事例多数。
B. ウェブサイトへのアクセス制限	著作権法 第97A条	—	裁判所の命令を得れば、ISP事業者に対して、海賊版コンテンツを掲載しているウェブサイトへのアクセスを遮断することを求めることができる。(2003年改正) Digital Economy Act 2010で行政命令でアクセス遮断をできる規定が定められたが、施行令が出ておらず、利用可能な状態にない。	事例あり。
C. 検索結果からの削除	×	自主的取組	一部の検索エンジン事業者が自主的に対応している。通知があった場合、事業者の判断で検索エンジン順位を下げる等の対応を行っている。現在改正の議論が行われている法案に関連して、導入される可能性がある。	不明。
D. 資金源対策	×	ロンドン市警、権利者団体、広告事業者が同意した協定書	ロンドン市警と広告事業者、権利者団体との連携により、著作権侵害サイトリスト(Infringing Website List)を作成・共有し、著作権侵害サイトへの広告出稿を行わない取組をしている。(2013年開始)	事例多数。
E. 個人のインターネット接続の停止	×	—	導入されていない。 法律上は、Digital Economy Act 2010に規定があるが、施行令が出ておらず、利用可能な状態にない。	—
F. 簡易な警告システム	×	自主的取組	Voluntary Copyright Alerts Programme (VCAP) という、著作権者が著作権侵害をしている者のIPアドレスをISP事業者へ通知すると、ISP事業者が当該IPアドレスを利用している者に警告書を送付する仕組みが実施されている。(2015年開始)	事例多数。
G. 再犯者への罰則強化	×	—	—	—
H. その他	×	—	—	—

2. (7)フランス 結果概要

- フランスではウェブサイトの削除や、ウェブサイトへのアクセス制限、検索結果からの削除等、広範な対策がとれるように法律に定めがあり、利用されている。

手法	法制度	民間	概要	実例の有無
A.ウェブサイトの削除／アプリの配信停止	著作権法 L336-2条 デジタル経済法 6.1.2、6.1.3条	—	ホスティング事業者に対して、海賊版コンテンツを掲載しているウェブサイトの削除を求めることができる。(L336-2条)(2009年制定) ホスティング事業者の免責条件として、違法性を知った場合に削除もしくはアクセス制限をすることが求められているため、ホスティング事業者に削除依頼をすることによって削除される。(6.1.2、6.1.3条)(2004年制定)	実例多数。
B.ウェブサイトへのアクセス制限	著作権法 L336-2条	—	ISP事業者に対して、海賊版コンテンツを掲載しているウェブサイトへのアクセスを遮断することを求めることができる。(2009年制定)	実例あり。
C.検索結果からの削除	著作権法 L336-2条	—	検索エンジン事業者に対して、海賊版コンテンツを掲載しているウェブサイトを検索結果から削除することを求めることができる。(2009年制定)	実例あり。
D.資金源対策	×	広告事業者団体と権利者団体が同意した自主憲章 自主的取組	広告事業者団体と権利者団体とで自主憲章を定め、広告で海賊版コンテンツ掲載サイトに誘導を行わないこと、海賊版コンテンツ掲載サイトへの広告掲載を行わないことを定めている。(2015年調印) オンライン決済事業者と権利者団体とで、ベストプラクティスの共有を開始。(2015年開始)	実例あり。
E.個人のインターネット接続の停止	著作権法 L336-3条、 L335-7条	—	インターネット上で著作権を侵害している個人に対して3回警告を行っても対応が行われなかった場合インターネット接続を遮断する制度(いわゆるスリー 스트ライク制度)を定めていたが、2013年に接続の遮断をする罰則が廃止、現在は罰金のみ。アップロードをした人に対する追加措置として接続遮断の定めがある。(2009年制定)	実例無し。
F.簡易な警告システム	著作権法 L336-3条、 HADOPI	—	権利者が特定した侵害者について、HADOPIが警告を送付する仕組みがある。3回の警告を行っても対処がされない場合、検察に侵害者の情報が送付され、罰金刑が科せられることがある。(2013年改正)	実例多数。
G.再犯者への罰則強化	著作権法 335-9条	—	再犯の場合、科される刑罰は2倍となる。(2009年制定)	実例あり。
H.その他	×	—	—	—

2. (8)ドイツ 結果概要

- 基本的にウェブサイトの削除によって対応がなされている。
- ウェブサイトへのアクセス制限、検索結果からの削除については、利用の可能性について提示されているが、現時点で認められた事例がない。

手法	法制度	民間	概要	事例の有無
A.ウェブサイトの削除／アプリの配信停止	著作権法 第97条 テレメディア法 第10条	—	ホスティング事業者に対して、海賊版コンテンツを掲載しているウェブサイトの削除を求めることができる。(第97条)(2008年改正) ホスティング事業者の免責条件として、違法性を知った場合に削除もしくはアクセス制限をすることが求められているため、ホスティング事業者に削除依頼をすることによって削除される。(テレメディア法10条)(2007年制定)	事例多数。
B.ウェブサイトへのアクセス制限	判例 InfoSoc Directive 第8条3項	—	ISP事業者に対して、海賊版コンテンツを掲載しているウェブサイトへのアクセスを遮断することを求めることができる。2015年の判例で確定。事前に侵害者やサーバを提供している事業者へのコンタクトを行っていることが条件。	事例無し。
C.検索結果からの削除	判例 InfoSoc Directive 第8条3項	—	検索エンジン事業者に対して、海賊版コンテンツを掲載しているウェブサイトを検索結果から削除することを求めることができる。2015年の判例で確定。事前に侵害者やサーバを提供している事業者へのコンタクトを行っていることが条件。	事例無し。
D.資金源対策	×	—	—	—
E.個人のインターネット接続の停止	×	—	フランスのHADOPI法を受けて2009年頃に検討は行われた。 個々の違法者を追うよりも、ポータルサイト等の差止を行うことが実質的な対策になること、情報の自由の侵害になるという理由で導入無し。	—
F.簡易な警告システム	×	キャン ペーン実 施	2012～2013年にかけて、権利者団体とISP事業者が協力して大規模な警告キャンペーン(著作権者が著作権侵害をしている者のIPアドレスをISP事業者に通知すると、ISP事業者が当該IPアドレスを利用している者に警告書を送付する仕組み)を実施した。	現在は事例無し。
G.再犯者への罰則強化	×	—	—	—
H.その他	×	—	—	—

2. (9) スウェーデン 結果概要

- 基本的にウェブサイトの削除による対応が行われている。権利侵害者を特定するための法律等も用意されている。
- ウェブサイトへのアクセス制限、検索結果からの削除については、法律上可能とされているが、現時点で認められた事例がない。

手法	法制度	民間	概要	事例の有無
A. ウェブサイトの削除／アプリの配信停止	著作権法第53b条	—	ホスティング事業者に対して、海賊版コンテンツの削除を求めることができる。(2009年改正)	事例多数。
B. ウェブサイトへのアクセス制限	著作権法第53b条	—	53b条により、ISP事業者が侵害を幫助している場合は、ブロッキング可能。ISP事業者が権利侵害者の幫助をしていることが条件とされている。(2009年改正)	事例無し。
C. 検索結果からの削除	著作権法第53b条	—	53b条により検索エンジン事業者が侵害を幫助している場合は検索結果の削除が可能。検索エンジン事業者が権利侵害者の幫助をしていることが条件とされている。(2009年改正)	事例無し。
D. 資金源対策	×	広告主をメンバーとする権利団体のガイドライン	権利者団体と広告主団体が協力して、広告主が著作権侵害サイトの広告枠を買わないように広告事業者に助言している。(2015年開始)	事例あり。
E. 個人のインターネット接続の停止	×	—	—	—
F. 簡易な警告システム	×	—	—	—
G. 再犯者への罰則強化	×	—	—	—
H. その他	著作権法第53a条、53c条、53d条	—	53c条、53d条により、侵害を行った可能性の高いユーザのIPアドレスに紐付いた契約者情報を、ISP事業者から権利者に提供する法律を導入。53a条によりドメインの没収が可能。(2009年改正)	事例あり。

3. 各国の制度比較

- 3. (1) ウェブサイトの削除／アプリの配信停止の比較
- 3. (2) ウェブサイトへのアクセス制限の比較
- 3. (3) 検索エンジンの検索結果削除の比較
- 3. (4) 資金源対策の比較
- 3. (5) 個人のインターネット接続の停止の比較
- 3. (6) 簡易な警告システムの比較
- 3. (7) 再犯者への罰則強化

3. (1) ウェブサイトの削除／アプリの配信停止の比較

- 海賊版コンテンツが掲載されている場合、調査対象のすべての国において当該コンテンツの削除を求めることが可能である。

	根拠規定	条件	実例の有無
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> 17 U.S.C. § 502 17 U.S.C. § 512 	<ul style="list-style-type: none"> アメリカ法において著作権侵害がされていること。 アメリカ国内でコンテンツが表示できること。 	実例多数。
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> 41.27条 	<ul style="list-style-type: none"> カナダ法において著作権侵害がされていること。 カナダとの関係があること。(著作権者がカナダ国民である場合、あるいは、著作権侵害がカナダ領土内で行われた場合、あるいは、著作権を侵害した者がカナダ領土内に居住している場合など。) 	実例多数。
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> 115条 116AE条 116AH条 	<ul style="list-style-type: none"> オーストラリア法において著作権が侵害されていること。 	実例多数。
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> 97A条 Electronic Commerce Regulations 2002 14条 	<ul style="list-style-type: none"> イギリス法において著作権侵害がされていること。 	実例多数。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> 336-2条 デジタル経済法6.1.2、6.1.3条 	<ul style="list-style-type: none"> フランス法において著作権侵害がされていること 著作権者が仏国民である場合、あるいは、著作権侵害が仏領土内で行われた場合、あるいは、著作権を侵害した者が仏領土内に居住している場合 	実例多数。
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> 97条 テレメディア法第10条 	<ul style="list-style-type: none"> ドイツ法において著作権侵害がされていること。 対象となるウェブサイトがドイツの閲覧者を対象としていること。 	実例多数。
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> 53b条 	<ul style="list-style-type: none"> スウェーデン法において著作権侵害がされている。 スウェーデン国内で侵害による損害が発生していること、あるいはスウェーデン国内に侵害者の居住地や所在地があること。 	実例多数。

3. (2) ウェブサイトへのアクセス制限の比較

- サイトブロックを認めた判例がある国は調査対象国のうち2ヶ国(イギリス、フランス)のみである。
- 訴訟での判決を得ることが条件とされている国がほとんどであるが、アメリカ、イギリス、スウェーデン、ドイツでは、ブロッキングを行うためには、判決を得ることの他にも条件が課されている。

	根拠規定	条件	実例の有無
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> 17 U.S.C. § 512(j)(1)(b) 	<ul style="list-style-type: none"> 訴訟で確定判決を得ること 対象とするサービスが、アメリカ向けにサービスをされていること。 	実例無し。
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> 制度無し。 	<ul style="list-style-type: none"> — 	—
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> 115A条 	<ul style="list-style-type: none"> 訴訟で確定判決を得ること。 対象は国外サイトに限る。 	実例無し。 現在複数の訴訟中。
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> 97A条 	<ul style="list-style-type: none"> ISP事業者に予め通知をする必要がある。 訴訟で確定判決を得ること。 	実例あり。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> 336-2条 	<ul style="list-style-type: none"> 訴訟で確定判決を得ること。 	実例あり。
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> InfoSoc Directive第8条3項 	<ul style="list-style-type: none"> 訴訟で確定判決を得ること。 予め権利執行のためのすべての合理的な手段を講じていること。 	実例無し。
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> 53b条 	<ul style="list-style-type: none"> 訴訟で確定判決を得ること。 ISP事業者が海賊版サイトを幫助していること。 	実例無し。

3. (3) 検索エンジンの検索結果削除の比較

- 検索エンジンの結果からの削除を認めた判例や、実施例がある国は2ヶ国（アメリカ、フランス）のみである。
- 訴訟での判決を得ることが条件とされている国がほとんどであるが、スウェーデンとドイツでは、検索結果の削除を行うためには、判決を得ることの他にも条件が課されている。

	根拠規定	条件	実例の有無
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> 17 U.S.C. § 512(d) 	<ul style="list-style-type: none"> 対象とするサービスが、アメリカ向けにサービスをされていること。 	実例多数。
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> 第41.27条 	<ul style="list-style-type: none"> 訴訟で確定判決を得ること 著作権者が被る損害と、検索エンジン事業者課される負担を比較考量すること 	実例無し
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> 自主的対応 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の判断による 	不明
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> 自主的対応 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の判断による 	不明
フランス	<ul style="list-style-type: none"> 336-2条 	<ul style="list-style-type: none"> 訴訟で確定判決を得ること。 	実例あり。
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> InfoSoc Directive 第8条3項 	<ul style="list-style-type: none"> 訴訟で確定判決を得ること。 予め権利執行のためのすべての合理的な手段を講じていること。 	実例無し。
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> 53b条 	<ul style="list-style-type: none"> 訴訟で確定判決を得ること。 検索エンジンが海賊版サイトを幫助していることを示す必要がある。 	実例無し。

3. (4) 資金源対策の比較

- アメリカ、イギリス、フランス、スウェーデンの4ヶ国で資金源対策が進められている。
- 各国とも民間による対応であるが、イギリス、フランスでは警察または管轄省庁が体制の構築に協力している。ヒアリングによると、近年どの国でもこの対策を重視しているとされ、イギリスでは海賊版サイトへの広告が73%減となるなど(2013~2015年)、効果も上がっているとされる。

	根拠規定	条件	実例の有無
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> 連邦民事訴訟規則65条 	<ul style="list-style-type: none"> 当該サイトが著作権侵害をしていることについて判決を得ること。 	実例あり。
	<ul style="list-style-type: none"> 自主的な取組 	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる決済サービスが利用されていること。 	実例多数。
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> 制度無し。 	<ul style="list-style-type: none"> — 	—
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> 制度無し。 	<ul style="list-style-type: none"> — 	—
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ロンドン市警、権利者団体、広告事業者が同意した協定書 	<ul style="list-style-type: none"> IWLの協定書に同意している事業者に適用される。 対象となるサイトに制限はない。 	実例多数。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> 広告事業者団体と権利者団体が同意した自主憲章 	<ul style="list-style-type: none"> 自主憲章に同意している事業者に適用される。 対象となるサイトに制限はない。 	実例あり。
	<ul style="list-style-type: none"> 自主的な取組 	<ul style="list-style-type: none"> 参加している事業者に適用される。 対象となるサイトに制限はない。 	実例あり。
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> 制度無し。 	<ul style="list-style-type: none"> — 	—
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> 広告主をメンバーとする権利団体のガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> 対象となるサイトに制限はない。 	実例あり。

3. (5) 個人のインターネット接続の停止の比較

- アメリカでは個人のインターネット接続の停止が行われている
- 接続を停止する条件として、繰り返し著作権侵害をしていることなどがあげられている。

	根拠規定	条件	実例の有無
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> 17 U.S.C. § 512(i) 	<ul style="list-style-type: none"> 繰り返し著作権侵害をしていること。 ISPが予め繰り返し侵害している者に対してアクセス切断をすることを伝えていること。 	実例あり。
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> 制度無し。 	<ul style="list-style-type: none"> — 	—
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> 第116AH条、第116AJ条 	<ul style="list-style-type: none"> ISPの利用規約に予め入れておくこと。(大手ISPは実施済) 繰り返し著作権侵害をしていること。 	実例無し。
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> Digital Economy Act 2010 18条 (施行令がでていないため利用できない) 	<ul style="list-style-type: none"> — 	—
フランス	<ul style="list-style-type: none"> 335-7条 	<ul style="list-style-type: none"> 違法コンテンツのアップロードについて有罪判決が出ること。 	実例無し。
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> 制度無し。 	<ul style="list-style-type: none"> — 	—
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> 制度無し。 	<ul style="list-style-type: none"> — 	—

3. (6) 簡易な警告システムの比較

- 4ヶ国(アメリカ、カナダ、イギリス、フランス)で権利者団体等が、著作権侵害者に対して簡易に警告書を送るための仕組みが整備されている。
- 複数回の警告後に罰則があるのはフランスのみ(罰金)。ただし他の国でも、複数回の警告を受けても改善されない場合には、訴訟の対象となる可能性がある。

	根拠規定	条件	実例の有無
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間の自主的取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組に参加しているISP事業者の契約者が著作権侵害をしていること。 	実例多数。
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 41.25条、41.26条 	<ul style="list-style-type: none"> ・ カナダ国内のISP事業者の契約者が著作権侵害をしていること。 	実例多数。
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間で提案されたが、導入されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ — 	—
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間の自主的取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組に参加しているISP事業者の契約者が著作権侵害をしていること。 	年間3100万件(音楽)、年間150万件(出版)
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ・ HADOPI法 	<ul style="list-style-type: none"> ・ フランス国内のISP事業者の契約者が著作権侵害をしていること。 	2015年までに、541万2383件(1回目)と、50万4387件(2回目)
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間の自主的取組(2012~2013年の短期キャンペーン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組に参加しているISP事業者の契約者が著作権侵害をしていること。 	現在は実例無し。
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度無し。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ — 	—

3. (7) 再犯者への罰則強化の比較

- 著作権法で再犯者への罰則強化を行っているのは、本調査対象国の中ではフランスのみである。

	根拠規定	条件	実例の有無
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> 制度無し。 	<ul style="list-style-type: none"> — 	—
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> 制度無し。 	<ul style="list-style-type: none"> — 	—
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> 制度無し。 	<ul style="list-style-type: none"> — 	—
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> 制度無し。 	<ul style="list-style-type: none"> — 	—
フランス	<ul style="list-style-type: none"> 335-9条 	<ul style="list-style-type: none"> 以前に著作権侵害について有罪判決を受けていること。 	実例あり。
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> 制度無し。 	<ul style="list-style-type: none"> — 	—
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> 制度無し。 	<ul style="list-style-type: none"> — 	—

(補足)本資料における記載内容についての注記

■ 各国の結果概要表(第2章)について

1. 対象とする法律等 : アメリカの各項目(A., C., E.)及び、各国の「A. ウェブサイトの削除／アプリの配信停止」については、当該手法の根拠となっている法律に加え、セーフハーバーの規程についても記載している。(※実際の対策としてセーフハーバーに基づくnotice and take-downが利用されることも多いため。)
2. 法律の制定時期 : 上記表において、各法律の制定年／改正年を記載した。(※条文番号の変更等細かな点については、各国の法律データベースの取扱により、改正年を記載していない場合がありうる。)

■ 法的対応および根拠法制度の記載について

3. 各国の法体系によっては、著作権法に関する罰則について、刑法典等、他の法律で規定されている場合がある。本調査では、著作権法及び関連する知的財産に関する法律を中心に調査を実施しており、他の法律によるものも含め主要な対応については記載しているが、全体として必ずしも網羅的な記載となっていない場合がありうる。
4. 他方、現地での調査により、「差止に関する一般的な法律・規則等を用いて著作権侵害対策を行っている」という結果が得られている場合には、記載されている法律・規則等は著作権侵害のみを対象としていない。